

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	資料 2 - 3
提出年月日	令和5年2月22日

泊発電所 3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト
技術的能力審査基準1.0について

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
以下、No.1～16は、先行審査実績の事例掲載に係る適正化予定の内容を示す。				
1	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0-10, 43	比較表p1.0-10の上から3段落目及び比較表p1.0-43の上から4段落目の記載について、泊はあらかじめ段差緩和対策を実施する方針としていることから、島根と同様の構文を用いている。 今後、比較表欄に島根の記載を追加し、相違理由欄に（島根と同様）を追記する。 【島根の記載】 液状化、揺すり込みによる不等沈下及び地中埋設物の損壊に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響がある場合は、あらかじめ段差緩和対策を実施する。
2	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0-10, 43	比較表p1.0-10及びp1.0-43の一番下の段落における記載について、泊のアクセスルートには9%を上回る急勾配箇所がないことから、島根と同様の構文を用いている。 今後、比較表欄に島根の記載を追加し、相違理由欄に（島根と同様）を追記する。 【島根の記載】 また、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については走行可能なタイヤを装着することにより通行性を確保する。
3	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0-15, 50 p1.0.10-5	比較表p1.0-15上から1段落目、p1.0-50の下から1段落目、比較表p1.0.10-5下から1段落目の相違理由を下記のとおりとしている。 【女川】体制の相違 泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含む。 伊方は、発電所災害対策本部要員に消防要員を含んでいることから、伊方と同様と追記する。
4	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0-15, 51	比較表p1.0-15一番下の段落、p1.0-51上から3段落目の相違理由を下記のとおりとしている。 【女川】手順書の構成の相違 ・泊の発電所災害対策要員は、消火要員を含んでおり、消火要員が使用する手順書は発電所対策本部用手順書に整備しているため、実質的な相違はない。 伊方は、発電所災害対策本部要員に消防要員を含んでおり、消防要員が使用する手順書を災害対策本部用手順書に整備していることから、伊方と同様と追記する。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
5	技術的能力審査基準1.0	p1.0-31, 80	p1.0-32, 77	<p>まとめ資料p1.0-31上から4段落目, まとめ資料p1.0-80上から3段落目, 比較表p1.0-32上から2段落目, 比較表p1.0-77上から1段落目について, 泊は, 使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間の運転員, 災害対策要員(支援)の要員数を記載している。</p> <p>大飯は, 「3号炉及び4号炉の原子炉容器に燃料が装荷されている場合」及び「3号炉及び4号炉のうち1つの原子炉容器に燃料が装荷されていない場合」の要員数を記載している。</p> <p>泊の「使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間」との記載表現と大飯の「原子炉容器に燃料が装荷されていない場合」との記載表現は, 実質的な相違がないことから, 大飯の記載表現に見直すこととする。</p> <p>また, 女川が原子炉運転中と原子炉運転停止中の運転員の要員数を記載していることも踏まえ, 泊は原子炉容器に燃料が装荷されている場合における要員数も追記することとする。</p> <p>旧) なお, 使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては, 運転員を5名, 重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員(支援)を14名とする。</p> <p>新) なお, 原子炉容器に燃料が装荷されている場合においては, 3号炉運転員を6名, 重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員(支援)を15名とし, 原子炉容器に燃料が装荷されていない場合においては, 3号炉運転員を5名, 重大事故等対策に係る支援活動を行う災害対策要員(支援)を14名とする。</p>
6	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0-72	<p>比較表p1.0-72上から3段落目の相違理由を下記のとおりとしている。</p> <p>【大飯】体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は号炉ごとに1名ずつ通報連絡者を配置。泊は号炉ごとに配置していないが2名の通報連絡者を配置している。 <p>「号炉ごとに」を記載していないことについては, 伊方と同様であることを追記する。</p>
7	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0-74	<p>比較表p1.0-74上から2段落目に記載している</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 発電所対策本部が構築されるまでの間は, 発電課長(当直)の指揮の下, 重大事故等対策を行う体制であること ■ 参集要員を確保した後, 発電所対策本部の体制が確立すれば, 発電所対策本部長の指揮の下, 重大事故等対策を行う体制であること <p>については, 伊方と同様であることを追記する。</p>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
8	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-8, 9, 47	<p>比較表p1.0.10-8一番下の段落, p1.0.10-9下から2段落目, p1.0.10-47一番上の段落の相違理由を下記のとおりとしている。</p> <p>体制の相違 泊は消火要員は事務局の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は, 重大事故等発生時の発電所対策本部体制における事務局長となることから, 事務局に消火要員を配置している。</p> <p>大飯は, 発電所対策本部の設営・運営, 連絡・通信手段の確保等を実施する総務班の職務として消火活動がある。 (比較表p1.0.10-27の図1参照) 泊の事務局と大飯の総務班の役割は同等であることから, 大飯と同様と追記する。</p>
9	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-11	<p>比較表p1.0.10-11下から3段落目の記載について, 泊は, 緊急時の呼び出しシステム又は通信連絡設備を用いて発電所災害対策要員に対し非常招集することとしている。</p> <p>非常招集に呼出システムと通信連絡設備を用いることについては, 高浜1,2, 柏崎刈羽, 東海第二, 島根と同様であることから追記する。</p>
10	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-16, 67	<p>比較表p.1.0.10-16上から4段落目, p1.0.10-67一番下の段落の記載について, 女川は徒歩による参集が必要になる場合には, 浦宿寮を経由して参集するが, 泊は, 徒歩による参集が必要な場合でも, 道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は, 直接発電所へ向かうこととしている。</p> <p>島根と同様であることを追記する。</p>
11	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-17, 64, 77, 79, 98	<p>比較表p1.10-17上から2段落目, p1.0.10-64下から2段落目, p1.0.10-77上から1段落目, p1.0.10-79上から1段落目, p1.0.10-98下から2段落目の記載について, 泊は, 有効性評価における給油活動を参集要員が行うこととしている。</p> <p>有効性評価において参集要員に期待する点については, 高浜3,4号, 伊方, 柏崎刈羽, 東海第二と同様であることを追記する。</p>
12	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-19	<p>比較表p1.0.10-19一番下の記載について, 泊は, 中央制御室－発電所対策本部間の情報連絡について記載している。</p> <p>大飯は, 比較表p1.10-12に, 中央制御室－発電所対策本部間の情報連絡について記載しており, 記載方針は大飯と同様であることを追記する。</p> <p>また, 中央制御室と発電所対策本部間の情報連絡の運用についても, 大飯と同等であることを確認した。大飯の記載を再掲し, 比較できるよう, 記載を見直す。</p>

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
13	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-21	比較表p1.0.10-21一番下の段落の記載について、泊は、「万一ブルームが発生する事態となった場合には、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要の無い要員については発電所外へ一時退避させる。」としている。記載内容は、DB34条まとめ資料から引用しており、女川と同様。(DB34条比較表p34-別添1-112)
14	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-67	比較表p.1.0.10-67一番上の段落の相違理由を下記のとおりとしている。 運用の相違 泊は、震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。 伊方、玄海と同様であることを追記する。
15	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-68	比較表p1.0.10-68 女川記載欄 一番下の段落の記載について、女川の参集場所は、対策室（事務建屋）、緊急時対策所となっている。 泊は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制発令後は緊急時対策所へ参集することとしている。 島根と同様であることを追記する。
16	技術的能力審査基準1.0	—	p1.0.10-112	比較表1.0.10-112の相違理由を下記のとおりとしている。 PRAにおいて想定する運転員の人数の相違 先行PWRプラントと同様であることを追記する。
以下、No.17～23は、誤記によるまとめ資料と比較表の相違する箇所の適正化予定の内容をリスト化した。下線部は相違点を示す。				
17	技術的能力審査基準1.0	p1.0-27	p1.0-29	まとめ資料p1.0-27一番下の段落、比較表p1.0-29上から2段落目 まとめ資料) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時において… 比較表) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策において… まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。
18	技術的能力審査基準1.0	p1.0-87	p1.0-83	まとめ資料p1.0-87下から2段落目、比較表p1.0-83上から2段落目 まとめ資料) 平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力活動体制を整備する。 比較表) 平時から連絡体制を構築するとともに、必要な対応を検討できる協力体制を整備する。 まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
19	技術的能力審査基準1.0	添付資料1.0.10 目次	p1.0.10-3	まとめ資料) 別紙5 発電所災害対策要員による通報連絡について 比較表) 別紙5 災害対策本部要員による通報連絡について 比較表をまとめ資料の記載内容に修正する。
20	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-7	p1.0.10-11	まとめ資料p1.0.10-7上から4段落目, 比較表p1.0.10-11下から3段落目 まとめ資料) 夜間及び休日に重大事故等が発生した場合には, 緊急時の呼び出しシステム又は通信連絡設備を用いて発電所対策本部体制を構成する発電所災害対策要員に対し非常招集連絡を行うとともに, 比較表) 夜間及び休日に重大事故等が発生した場合には, 緊急時の呼び出しシステム又は通信連絡設備を用いて発電所対策本部体制を構成する発電所災害対策要員に対し非常招集を行うとともに, まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。
21	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-11	p1.0.10-16	まとめ資料p1.0.10-11下から4段落目, 比較表p1.0.10-16下から2段落目 まとめ資料) 発電所対策本部(全体体制)については, 発電所員約490名のうち, 約350名(2021年12月時点)が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区に居住しており, 更に約140名 比較表) 発電所対策本部(全体体制)については, 発電所員約490名のうち, 約350名(2021年12月時点)が泊発電所から半径2.5km圏内にある共和町宮丘地区に居住しており, さらに約140名 まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。
22	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-15	p1.0.10-21	まとめ資料p1.0.10-15上から3段落目, 比較表p1.0.10-21上から2段落目 まとめ資料) 発電用原子炉主任技術者は, 非常招集中であっても通信連絡設備(衛星電話設備(携帯型))を携行することにより, 比較表) 発電用原子炉主任技術者は, 非常招集中であっても通信連絡設備(衛星電話設備(携帯型)等)を携行することにより, まとめ資料を比較表の記載内容に修正する。
23	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-別紙1-4	p1.0.10-49	まとめ資料) 表1に黄色枠なし 比較表) 表1に黄色枠あり 比較表をまとめ資料の記載内容に修正する。

以下, No.24~44は, 誤記等について, 記載の適正化予定の内容をリスト化した。下線部は適正化部分を示す。

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
24	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0-とりまとめた資料-10	とりまとめた資料p1.0-とりまとめた資料-10下から3つ目 記載の適正化（下線部参照） 旧）代替設備運転手順書 新）代替設備等運転手順書
25	技術的能力審査基準1.0	p1.0-18	p1.0-18	1.0.1(4)a.(c)項 上から2段落目 記載の適正化（下線部参照） 旧）…安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書に整備し、… 新）…安全を優先する方針に基づき定めた運転手順書を整備し、…
26	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0-29	比較表p1.0-29 相違理由欄 下から3つ目 記載の適正化（下線部参照） 旧）【大飯】記載方針の相違 ・泊は炉主任が参集可能なエリアを具体的に記載した。(女川実績の反映) 新）【大飯】記載方針の相違 ・泊は非常招集が可能なエリアを具体的に記載した。(女川実績の反映)
27	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0-29, 71	比較表p1.0-29 相違理由欄 下から1つ目, p1.0-71 相違理由欄 上から4つ目 記載の適正化（下線部参照） 旧）【大飯】運用の相違 ・炉主任及び代行者を参集可能圏内に少なくとも1名確保することを記載した。(女川実績の反映) 新）【大飯】運用の相違 ・炉主任及び代行者を非常招集可能なエリアに少なくとも1名確保することを記載した。(女川実績の反映)
28	技術的能力審査基準1.0	p1.0-30	p1.0-31	まとめ資料p1.0-30下から3段落目, 比較表p1.0-31下から4段落目 記載の適正化（下線部参照） 旧）その中に実施組織及び支援組織を設置し, 重大事故等の対策を実施する。 新）その中に実施組織及び支援組織を設置し, 重大事故等対策を実施する。
29	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0-77	比較表p1.0-77 相違理由欄 下から3つ目 記載の適正化（下線部参照） 旧）泊は, 「協力会社」と記載し, 1.0.1(3)項と合わせた。(比較表1.0-15ページ参照) 新）泊は, 「協力会社」と記載し, 1.0.1(3)項と合わせた。(比較表1.0-14ページ参照)

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
30	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0-79	比較表p1.0-79上から2段落目 大飯は、携行型通話装置を備えた緊急時対策所を整備する、としている。 大飯欄の「携行型通話装置」については、緑着色から赤着色とし、相違理由を追記する。 設計の相違 通信連絡設備の種類に相違はあるが、泊発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を配備している。(詳細はDB34条まとめ資料にて整理)
31	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0-83	比較表p1.0-83 相違理由欄 下から2つ目 記載の適正化(下線部参照) 旧) 比較表1.0-62ページ 新) 比較表1.0-61ページ
32	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0.10-4	比較表p1.0.10-4 相違理由欄 上から4つ目 記載の適正化(下線部参照) 旧) 【女川】記載表現の相違 名称の相違(以降、相違理由を省略) 新) 記載表現の相違 名称の相違(以降、相違理由を省略)
33	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-2	p1.0.10-5	まとめ資料p1.0.10-2 (2)項 上から1段落目、比較表p1.0.10-5下から2段落目 記載の適正化(下線部参照) 旧) 発電所内に必要な発電所災害対策要員並びに1号炉及び2号炉運転員… 新) 発電所内に必要な発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員…
34	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-5	p1.0.10-9	まとめ資料p1.0.10-5下から1段落目、比較表p1.0.10-9下から2段落目 記載の適正化(下線部参照) 旧) …関係機関への通報・連絡及び報告、防災センター派遣要員との相互連絡… 新) …関係機関への通報・連絡及び報告、北海道原子力防災センター派遣要員との相互連絡…
35	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-6	p1.0.10-10	まとめ資料p1.0.10-6下から1段落目、比較表p.1.10.10-10下から1段落目 記載の適正化(下線部参照) 旧) データ収集計算機及びデータ表示端末 新) データ伝送設備(発電所内)
36	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-11	p1.0.10-16	まとめ資料p1.0.10-11上から1段落目、比較表p1.0.10-16上から1段落目 記載の適正化(下線部参照) 旧) 自発的 新) 自主的

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
37	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-11	p1.0.10-16	まとめ資料p.10.10-11下から5段落目，比較表p1.0.10-16下から3段落目 記載の適正化（下線部参照） 旧) (b) 非常招集になる要員 新) (b) 非常招集となる要員
38	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-15	p.1.0.10-20	まとめ資料p.10.10-15上から1段落目，比較表p1.0.10-20下から2段落目 記載の適正化（下線部参照） 旧) ※3 (2) 発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員参照 新) ※2 (2) 発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する発電所災害対策要員参照
39	技術的能力審査基準1.0	-	p.1.0.10-35, 36	比較表p1.0.10-35, 36 相違理由欄 段ずれ
40	技術的能力審査基準1.0	-	p.1.0.10-40	比較表p1.0.10-40 相違理由欄 記載の適正化（下線部参照） 旧) 本店原子力防災葬式の相違 新) 本店原子力防災組織の相違
41	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-別紙1-1	p1.0.10-45	まとめ資料p1.0.10-別紙1-1，比較表p1.0.10-45 1.項 1行目 記載の適正化（下線部参照） 旧) 泊発電所の原子力防災組織を第1図に示す。 新) 泊発電所の原子力防災組織を図1に示す。
42	技術的能力審査基準1.0	p1.0.10-別紙1-4	p1.0.10-49	まとめ資料p1.0.10-別紙1-4及び比較表p1.0.10-49 表1 上から4つ目の委員の欄 旧) 委員※2 新) 委員※1
43	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0.10-67	比較表p1.0.10-67 相違理由欄 上から2つ目の下記の相違理由を削除。 【女川】記載表現の相違
44	技術的能力審査基準1.0	-	p1.0.10-74	比較表p1.0.10-74 相違理由欄 下から2つ目 記載の適正化（下線部参照） 旧) 泊は， <u>275k</u> 送電鉄塔が倒壊… 新) 泊は， <u>275kV</u> 送電鉄塔が倒壊…